

令和8年度信託法学会総会および研究発表会のご案内

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび令和8年度信託法学会総会および研究発表会を別紙の要領により開催する運びとなりました。

本年は信託法学会の設立から50周年、現行信託法の制定から20周年を迎えたことを記念して、「信託法学会の50年」と「商事信託法の立法論的課題」をテーマに2つのシンポジウムを開催いたします。

会員の皆様におかれましては、万障お繰り合わせのうえご出席くださいますよう、お願いかたがたご案内申し上げます。

敬 具

令和8年4月

信託法学会

理事長 神 作 裕 之

1. 日 時：令和8年6月14日（日） 10：00～17：20（受付は9：30から行います。）

2. 場 所：東京大学 本郷キャンパス 法文1号館2階25番教室

3. 次 第：

○ 開会・祝辞 10：00～10:05

○ シンポジウム 10：05～12:05

「信託法学会の50年」

報告

東 京 大 学 加毛 明

パネルディスカッション

東京大学名誉教授 能見 善久

東京大学名誉教授 神田 秀樹

元 信 託 協 会 折原 誠

東 京 大 学 加毛 明

○ 総 会 12：10～

議

案

(1) 役員を選任

(2) 名誉会員の選出

(3) 令和7年度会計報告

(4) 令和8年度予算

(5) その他

—昼食・休憩—

○ シンポジウム 14：00～17：20

「商事信託法の立法論的課題」

報告

学 習 院 大 学 神作 裕之

早 稲 田 大 学 小出 篤

東 京 大 学 行岡 睦彦

慶 應 義 塾 大 学 久保田安彦

コメント

弁 護 士 有吉 尚哉

三菱 UFJ 信託銀行 吉谷 晋

○ 閉 会 17：20

4. 懇 親 会

学会終了後、次により懇親会を開催いたします。

日 時：当日 17：30 ～ 18：30

場 所：東京大学 本郷キャンパス 医学部教育研究棟 14階 カポ・ペリカーノ

会 費：5,000円

5. そ の 他

(1) 研究発表会報告者の報告資料は、6月初め頃、信託法学会のウェブサイト (<https://shintakuhogakkai.jp>) に掲載予定です。

(2) 昼食につきましては、会場周辺の一般食堂をご利用ください。

(事務局からのお願い)

●総会・研究発表会・懇親会の出欠

お手数ですが、ご出欠の予定を信託法学会ウェブサイトの登録専用ページから5月22日(金)までにご登録ください。なお、登録専用ページにアクセスできない場合、しばらく時間をあけてから、再度、アクセスいただきますようお願い申し上げます。

<信託法学会ウェブサイト>

<https://shintakuhogakkai.jp>



●令和8年度の会費

令和8年度の会費(4,000円)は、振込依頼人名の前に「1」とご記入のうえ、5月末日までに以下の口座にお振込みください。

○ 銀行振込 ゆうちょ銀行 当座：〇一九店 185924

信託法学会(シンタクハウガックイ)

(郵便振替の場合 00120-0-185924 信託法学会)

複数名分の会費を一括して振込む場合は、メッセージ欄または通信欄に全員分の氏名をご記入ください。

●懇親会について

懇親会に参加される方は、上記ウェブサイトから登録のうえ、懇親会費(5,000円)を、振込依頼人名の前に「2」とご記入のうえ、5月22日(金)までに上記口座にお振込みください。

ご登録がない場合、懇親会費をお振込みいただいても、懇親会へのご参加ができない場合がございますので、ご注意ください。お振込みいただいた方につきましては、振込明細書をもって領収書に代えさせていただきます。

複数名分の懇親会費を一括して振込む場合は、メッセージ欄または通信欄に全員分の氏名をご記入ください。

会費と懇親会費9,000円を一括してお振込みいただく場合は、振込依頼人名の前に「3」とご記入ください。

複数名分の会費および懇親会費を一括して振込む場合は、メッセージ欄または通信欄に全員分の氏名をご記入ください。

<お振込み時の記載例>

会費のみ : 「1シンタク アユム」 または 「1信託 歩」

懇親会費のみ : 「2シンタク タロウ」 または 「2信託太郎」

会費および懇親会費 : 「3シンタク ハナコ」 または 「3信託花子」

【問合せ先】

信託法学会事務局

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビル1階

TEL 070-2284-5079 (平日10:00~16:00)

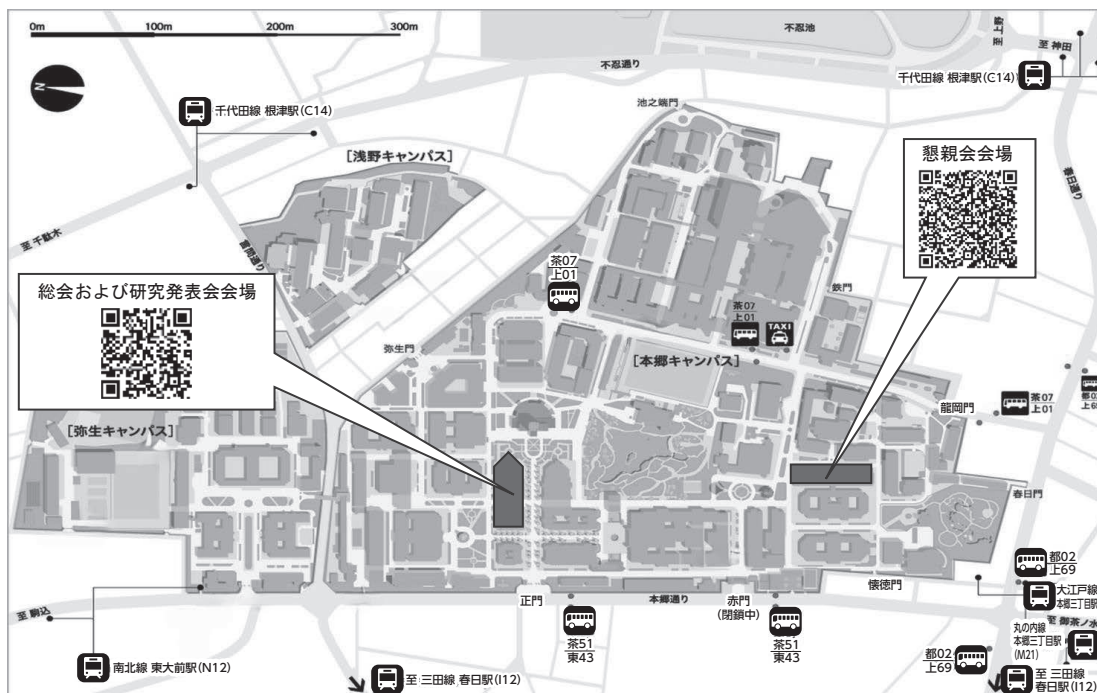
ウェブサイト <https://shintakuhogakkai.jp>

E-Mail [shintakuhogakkai@hotmail.co.jp](mailto:sintakuhogakkai@hotmail.co.jp)

会場案内

- 開催日：令和8年6月14日(日) 10:00~17:20
- 場所：東京大学 本郷キャンパス 文京区本郷7-3-1
- 総会および研究発表会会場：法文1号館 2階 25番教室
- 懇親会会場：医学部教育研究棟 14階 カポ・ペリカーノ

<アクセス>



QRコードから、Googleマップを開いて場所をご確認いただけます。

<利用交通機関>

□電車

- 本郷三丁目駅（地下鉄丸の内線、地下鉄大江戸線）
- 湯島駅または根津駅（地下鉄千代田線）
- 東大前駅（地下鉄南北線）
- 春日駅（地下鉄三田線）

□バス

- 御茶ノ水駅（JR中央線、総武線）

（都バス利用）茶51系統 駒込駅南口または東43系統 荒川土手操車所前行を利用し、東大正門前下車

（都バス利用）茶07系統 東大構内行を利用し、東大構内下車

- 上野駅（JR山手線等）

（都バス利用）上01系統 東大構内行を利用し、東大構内下車

- 御徒町駅（JR山手線等）

（都バス利用）都02系統 大塚駅前または上69系統 小滝橋車庫前行を利用し、本郷三丁目駅下車

研究発表会（資料）

シンポジウム「信託法学会の50年」

信託法学会の50年

東京大学 加毛 明

シンポジウム「商事信託法の立法論的課題」

総論

学習院大学 神作 裕之

「預金型」金銭信託・受益権のトークン化

早稲田大学 小出 篤

運用型の商事信託に関する立法論的課題

東京大学 行岡 睦彦

商事信託の変更等における集団的意思決定のあり方

慶應義塾大学 久保田安彦

研究発表会報告者の報告資料は、6月初め頃、信託法学会の
ウェブサイト (<https://shintakuhogakkai.jp>) に掲載予定です。



信託法学会の50年

東京大学 加毛 明

信託法学会は、昭和51年（1976年）10月に設立され、令和8年（2026年）に50周年を迎える。本シンポジウムでは、①学会設立の経緯、②大正信託法・信託業法の改正に向けた学会の活動、③学会における研究報告の動向などの観点から、信託法学会のこれまでの歩みを振り返り、今後の学会の在り方について検討する。

①信託法学会は、信託法研究の普及を目的として、四宮和夫・田中實・海原文雄などの研究者が中心となって設立されたが、その設立前から、信託業界による多面的な支援が行われてきた。また、第2回大会において既に信託実務家による研究報告が行われており、研究者と信託実務家が研究報告を担当するという学会のスタイルが早くから確立していた。学界と業界の協働の下で運営されるという信託法学会の特徴は、学会の現状を分析し、将来の在り方を考える基礎をなすものと考えられる。

②信託法学会の設立趣意書では、学会設立の目的の一つとして、大正信託法・信託業法の「全面的な再検討」の必要性が挙げられていた。そして、第10回大会のシンポジウム「信託法改正問題」では「信託法改正試案（第4試案）」が公表され、第25回大会のシンポジウム「商事信託に関する立法論的研究」では「商事信託法要綱案」が公表された。これらの研究成果は、現行信託法・信託業法の立法過程においても参照された。立法に対する強い関心もまた、信託法学会を特徴づけるものの一つといえる。

③信託法学会における研究報告は、その時々における、学界・業界の問題関心を反映するものであり続けてきた。その動向の分析は、わが国の信託法研究の変遷を明らかにし、将来の信託法研究の在り方を検討することにつながるものと考えられる。

本シンポジウムでは、以上の観点からの報告を行った後、学会運営に深く携わってこられた3名のパネリストとのディスカッションを通じて、信託法学会の来し方行く末について考えることとしたい。

総論

学習院大学 神作 裕之

信託法は民事と商事を包含して規律しており、多様で複合的な目的や機能をもつ信託の利用を可能にしている。さらに、信託法には受益証券発行信託や限定責任信託など商事信託に適した規律が既に設けられている。そのような状況の下、本シンポジウムは商事信託を対象とし、私法上のルールに焦点を絞った上で、商事信託の類型ごとに改めて検討を行うとともに、各類型に共通する事項について横断的な比較検討を行う。

信託および受託者が果たすべき機能に応じて商事信託を類型化して検討する理由は、商事信託に係る民事ルールの効率性や公正性については、信託を用いて実現しようとしている機能と、委託者・受益者・受託者など当該商事信託スキームに関わる利害関係者の利益状況に照らしてこそ実質的な検討ができるからである。商事信託に係る現行の特別法・監督法は、機能に着目した商事信託の類型化に基本的に対応している。このことは、機能に応じた類型化によってこそ当該類型にふさわしい適切な規律ないし規制を実現し得ることを示唆している。もっとも、時間の関係から、本シンポジウムでは、商事信託の類型のうち、主として預金型と運用型を取り上げる。

各類型に共通する論点や事項については、横断的な比較検討が有益であろう。本シンポジウムでは、そのような観点から、受益権のトークン化や商事信託の変更等における集団的意思決定のあり方などを取り上げる。類型に応じた特別法・監督法の規律が、利害状況が類似しているのに異なっている場合には、そのような差異にはどのような合理性があるのかを検証し、合理性が認められないのであれば規律を統合し整理することができないか、統合するとしたらどのような規律が適切かといった観点から検討することが有益であろう。

さらに、商事信託の観点から検討を始めた結果、民事信託を含む信託の一般的規律として信託法に規定すべき、あるいは規定することが望ましいと考えられる内容についても、提案がなされる。

「預金型」金銭信託・受益権のトークン化

早稲田大学 小出 篤

本報告では、「預金型」の金銭信託と、受益権のトークン化という二つのテーマについて、立法論的課題を検討する。

「預金型」の金銭信託は、安全確実な金銭での償還という銀行預金と同等の機能を果たすことを目的とする信託である。具体的には、主に一般公衆が委託者兼受益者となり、受託者によって用意された定型的な信託約款に基づいて多数設定される金銭信託であり、それぞれの信託財産は小口であるが、同じ信託約款に基づく他の信託財産と合同運用され、また、受託者による元本補填の定めが置かれることが想定される。

このような「預金型」金銭信託としては、かつて信託銀行の主力商品の一つであった貸付信託があった。貸付信託に対しては、特別法である貸付信託法が、その特質を踏まえた一連の規定を置いており、「預金型」金銭信託に関する立法論を検討する上で参考になる。本報告では、貸付信託法のいくつかの規定について、その趣旨を確認し、「預金型」金銭信託に求められる規律を抽出するとともに、信託法・信託業法の一般規定として導入すべきものはないか、検討を試みる。

信託受益権を用いたセキュリティトークンやステーブルコインのように、信託受益権をトークン化することで、その移転を容易にする仕組みが登場してきている。セキュリティトークンについては金融商品取引法上の「電子記録移転権利」として、また、ステーブルコインについては資金決済法上の「特定信託受益権」として、それぞれ投資家・利用者保護のための規制は整備されたが、その価値の移転を私法上どのように構成するかについては、現行法上必ずしも明確なルールが存在していない。本報告では、受益権のトークン化について現在主張されている私法上の構成の利点と問題点を整理した上で、その法的安定性を確保するための立法論について検討する。

運用型の商事信託に関する立法論的課題

東京大学 行岡 睦彦

本報告では、投資家の資産運用を目的とする商事信託（いわゆる運用型の商事信託）に関する立法論的な課題を検討する。

運用型の商事信託は、資産運用を目的とする投資スキームの中で信託を利用するものであり、実務で古くから提供されてきた投資信託、年金信託および（実績配当型）合同運用指定金銭信託がその代表例である。これら運用型の商事信託はいずれも、資産運用スキームの一環として信託という仕組みを利用する点で共通する。

本報告では、かかる運用型の商事信託における立法論的な課題を検討する。本報告で予定している具体的な検討課題は、次のとおりである。

第一に、資産運用における受託者の信託義務である。運用型の商事信託の受託者は、どのようなコストを投じてどのようなリスク・リターンを目指すか、そのためにどのようなポートフォリオを組むべきかを決める必要があるが、かかる資産運用における受託者の信託義務の基本的な考え方を整理し、立法による具体化・明確化の可能性を探究する。

第二に、受託者の機能が複数の主体で分担される場合における信託義務のあり方である。運用型の商事信託の実務では、受託者以外の第三者が、指図権者や委託先という形で信託財産の管理・運用に関与する例が少なくないが、本報告では、かかる場合における各関係者の信託義務について、立法論的な観点からの検討を加える。

第三に、いわゆる合同運用に関する法的規律である。資産運用においては、多数の投資家の資金を糾合して運用することが合理的となりうるが、実務では、受益権分割構成のほか、複数の信託の信託財産を合同で運用する方法（いわゆる合同運用）が広く実践されている。本報告では、主として（狭義の）合同運用構成と二重信託構成を取り上げ、立法論的な課題の抽出と検討を試みる。

商事信託の変更等における集団的意思決定のあり方

慶應義塾大学 久保田安彦

商事信託においては、受益権の内容が同一であり、受益者が多数に及ぶものが少なくない。これは、多数の受益者の実質的な出捐を基礎として、その利益のために信託の仕組みを利用したいというマーケットのニーズを反映したものである。

しかし、信託法がそうしたニーズに十分に応えているかについては、いまなお再検討の余地が残されているように思われる。とりわけ問題になりうるのは、受益者が多数である信託にあっては、事実上、受益者の意思決定は多数決によらざるを得ないところ、信託法上、そのための手続の整備が必ずしも十分でないと考えられることである。

本報告の目的は、このような問題意識の下、受益権の内容が同一であり、かつ、受益者が多数存在する信託を対象に、信託法における多数決による受益者の意思決定手続のあり方について立法論的な検討を加えることにある。より具体的には、第一に、信託法上、受益者集会の制度が用意されているが、実施コストが大きく利用しづらいことが指摘されているため、より実施コストの小さな制度として、書面決議・電子決議の制度を導入することの当否を分析する。そうした分析は、受益者の適切な保護を実現するためには、どのような要素を考慮すべきかを明らかにすることにも繋がるであろう。

第二に、多数の受益者間の利害対立が最も先鋭化しうると理解されている場面として、信託の変更および併合の場面を取り上げ、商事信託の典型ともいえるべき、各種の業法（信託業法、兼営法、貸付信託法および投信法）が適用される信託を対象に、信託法上、多数決による意思決定手続としてどのような手続までが許されるべきかという問題を分析する。かかる分析は、各業法が定める手続の合理性の検証を含意すると同時に、（業法ではなく）信託法において商事信託のための規定を充実させる方向性を模索しようとするものでもある。

なお、本報告では、一個の信託約款に基づき信託会社が多数の委託者との間に信託契約を締結する場合についても、その経済的な実質は上記の信託と変わらないと考えられるため、同様の規律付けを及ぼすことを想定している。